

甲府・峡東クリーンセンター施設見学ガイドライン

令和2年 6月15日策定

令和4年 1月14日改定

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合

1 目的

甲府・峡東クリーンセンター（以下「施設」という。）の見学者等を対象に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講ずることにより、施設見学者及び職員等の安全を確保し、円滑な見学の実施と、コロナ禍にあっても廃棄物処理事業を停滞させないことを目的とする。

2 対策の実施期間

感染拡大防止を図るため、当面の間とする。

常に国及び県の動向を注視し、適時適切な対策を実施するものとするが、次の場合は、施設見学を中止する。

- ① 山梨県に緊急事態宣言が発令、又はまん延防止等重点措置の対象区域に指定された場合
- ② 構成4市において公共施設の一般利用を中止する場合
- ③ 本組合業務又は廃棄物処理事業の実施に支障をきたす状態になった場合
- ④ その他、管理者が施設見学を中止すべきと判断した場合

3 見学の制限

- (1) 1回あたりの見学者数は、30人を限度とする。
 - ※ 学校にあっては、引率する教員の人数を除く。
 - ※ 学校教育の一環である場合は、本組合と学校側との協議により、必要な感染防止対策が担保されるとともに、施設見学の運営に支障がないと確認できた場合に限り、30人を超えることができる。
 - ※ 緊急事態宣言が発令、又はまん延防止等重点措置の対象区域に指定されている地域に居住する者については、原則として、施設見学を認めないものとする。
- (2) 1回あたりの滞在時間は2時間を限度とし、原則として見学は1日あたり1団体（午前又は午後）の受け入れとする。

- (3) 来場前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、次のいずれかの状態である場合は見学できない。
- ① 体温が平熱に比べ1度以上高い場合
 - ② 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
 - ③ 軽度であっても咳・咽頭痛、嘔吐・下痢などの症状がある場合
- (4) 過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域への訪問をしたことがある場合は、見学しないよう要請する。

4 安全確保対策

(1) 見学者の安全確保のために実施すること

ア (再掲) 来場前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、次のいずれかの状態である場合は見学できない。

- ① 体温が平熱に比べ1度以上高い場合
 - ② 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
 - ③ 軽度であっても咳・咽頭痛、嘔吐・下痢などの症状がある場合
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人の場合には、体調管理をより厳重にするよう促す。
- ※ 施設到着後、体温に不安がある人は管理棟受付に申し出て検温を行うものとし、体温が平熱に比べ1度以上高いことが確認できた場合は、見学することができない。

イ 見学者の中から感染者が発生した場合に備え、来場者（責任者）の氏名及び緊急連絡先を把握する。

※ 個人情報保護に関する最大限の配慮を行う。

ウ 感染者が見学を訪れていた事実が判明した場合には、見学を一時中止し、保健所の指導に従い消毒等を行う。

エ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。

オ パンフレット等の配布物は、手渡しで配布しない。

カ 他の人との距離を原則2メートル（概ね互いに手を伸ばして届く距離）、最低でも1メートル以上確保し、対面又は近距離での会話や大声で話すことを避けるよう促す。

キ エレベーターの利用は、階段の昇降が困難な人に限定する。

ク 館内での飲食は、原則として水分補給を除き禁止する。

ケ トイレを使用したときは、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

コ 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉し持ち帰るよう促す。

(2) 職員の安全確保のために実施すること

ア 職員に対して定期的な検温や健康記録を促し、次のいずれかの状態である場合は、必要に応じて医療機関の受診等を促すとともに、所属長は診断結果の把握に努める。

- ① 体温が平熱に比べ1度以上高い場合
- ② 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
- ③ 軽度であっても咳・咽頭痛、嘔吐・下痢などの症状がある場合

イ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底する。

ウ 衣服や身に付けているものを、こまめに洗濯・消毒する。

エ 職員に感染が疑われる場合には、保健所の調査に協力し、必要な情報を提供するとともに、当該職員は、特別休暇（感染症蔓延防止休暇等）を取得し感染拡大防止に努める。

(3) その他、感染を防止するために実施すること

ア 接触感染を防止するため、不特定多数の人が頻繁に触れる部位（高頻度接触部位）等については、見学終了後又は適時に、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該箇所に最適なものを用いて消毒する。

● 高頻度接触部位の例

カウンター、机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン等

※ 見学コース内の手すり（通路の平坦な直線部分）、トイレ内の乾燥機（ハンドドライヤー）は、表示等により見学者が触れないような対策を行う。

イ 会議室及び見学コースでは、窓の開放、空調設備の使用等により、常時換気を行う。

ウ 新型コロナウイルス感染症の拡大予防に対する意識の高揚を図り、円滑な見学の実施に資するため、別紙「甲府・峡東クリーンセンター見学者の感染症対策チェックシート」の提出を求めるものとし、当該チェックシートを提出できない場合は、見学を認めない。

エ 厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促す。